



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社新日本建物  
代表者名 代表取締役社長兼社長執行役員  
村上 三 郎  
(JASDAQ・コード番号: 8893)  
問合せ先 専務取締役兼専務執行役員 管理本部長  
壽松木 康晴  
(TEL. (03) 6205-0705)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 25 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 金融情勢が世界的に混迷を深めるなか、経営環境の変化に対応し機動的な資金調達としての施策等を講じることにより財務体質の強化を図ることを可能にするため、発行可能株式総数を 6,680 万株から 1 億 3,380 万株に変更するものであります。(変更案第 6 条)
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

以上

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6, 680</u>万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億3,380</u>万株とする。</p>
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文記載省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株式を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第39条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>